

令和6年1月

第8回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 森 京子

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主事	係
令和6年2月20日 供覧の上、公開して よいか伺います。		合議				
		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	事務局主事

# 第 8 回 川 口 市 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

## 1 川口市農業委員会告示第 10 号

下記について付議するため、1 月 31 日（水）午前 10 時 00 分、川口緑化センター 3 階 会議室 1 に、第 8 回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
第 2 号議案 生産緑地法第 10 条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

## 2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1 番 森 京子	2 番 飯塚 秀行
3 番 小櫃 敏文	4 番 山岡 佐智子	5 番 豊田 満	6 番 中田 裕子
7 番 中山 憲治	8 番 沖田 保	9 番 伊藤 勝博	

## 3 欠席農業委員

10 番 中山 正二

## 4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

## 5 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之  
書記 木部 那奈子

## 6 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、1 番 森 京子委員を指名した。

## 8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。
- (3) 議長は、報告事項7「農地利用最適化推進委員の活動報告について」農地利用最適化推進委員に報告を求めた。
- (4) 農地利用最適化推進委員は、次のように報告した。

船津推進委員 「農地利用最適化推進委員の活動報告についてご説明いたします。

私たち推進委員の活動はどういったものかと申しますと、「1 活動の内容」の(1)から(3)に記載のとおり、農地の集積、遊休農地の発生防止・解消活動、新規参入の促進活動が主な活動内容でございます。

農業委員が作成する活動記録簿や農地パトロールの結果、さらには各種調査結果などの情報をもとに農地所有者を訪問し、状況の確認や相談活動などを行っております。

具体的な活動の成果につきましては「2 活動の成果」としてご報告いたします。

(1) 農地の集積、遊休農地の発生防止・解消活動でございますが、毎年8月に実施する農地基本台帳整備に係る調査や農業委員が作成する活動記録簿の情報などをもとに農地所有者への戸別訪問を実施し、川口市農地バンク制度への登録を推進いたしました。その結果、令和5年度においては、現時点で6件、7,450㎡の登録が行われ、そのうち2件、1,432㎡について耕作希望者とのマッチングを達成することができました。また、農業委員の皆様が行った農地パトロールの結果を受けて遊休農地等の所有者宅を訪問し、状況を確認しながら、伐根伐採の協力や耕作対応を促し、農地の保全・回復に努めているものでございます。

(2) 新規参入の促進活動についてでございますが、農地の管理に苦慮していた土地所有者の農地を耕作希望者のかたへと仲介し、2件の賃貸借契約へとつなげたものでございます。また本日資料を配布いたしました。1月20日に東京国際フォーラムで開催された「新・農業人フェア」に参加し、農業の現状や先進事例等について学んで参りました。

埼玉県就農相談センターのブースで、埼玉県の現状をお聞きしましたところ、北部の方では野菜作りで生計をたてられている農家がたくさんいらっしゃる一方で、南部の農家については守っていかなければならない状況であるとのことでした。

新規就農の相談については、若い方々の相談が多くみられました。東京から高速道路を使って1時間程度で行けるような、長野県・山梨県・群馬県・栃木県・茨城県の山あいのところに受け入れ態勢を整えて、町おこしのために農業者を募っている自治体もあるとのこと、相談されているかたもかなりいらっしゃいました。長野県伊那市のブースでは、すぐに、収穫ができる小松菜や葉物ですと、雪が降る冬場にはどうしても来なくなってしまう傾向にあるため、2年から3年かかるコンニャク作りのような長期に付き合える作物を推奨しているお話を伺いました。

(3) その他といたしまして、農業者年金について農地所有者宅を訪問した際などに加入促進活動を行っております。

以上が私たち農地利用最適化推進委員の活動成果でございます。

今後も農地の利用の最適化に向けて取り組むものですが、活動に当たっては農業委員の皆様が毎月作成している活動記録簿の情報が大変貴重なものとなって参ります。活動記録簿の情報をもとに現地を確認し、農地所有者へ訪問することで、農地の有効利用が図られますので今後も農業委員の皆様と連携を図りながら活動を行って参りたいと思います。

よろしく願いいたします。」

議長 「今、推進委員のかたからのお話のとおり、農業委員の方々が提出していただいている活動記録簿から、些細な情報でも何でも、推進委員のかたがこれだと思うところは、足を運んで実際にお話しをしてもらい、なおかつ、遊休農地になってしまうのであれば、農地バンクへの登録をご案内しております。

そして、農地バンクに登録されたら、新たに農業を担う人に貸していただくということで遊休農地を解消するという仕事をやっていただいております。

今、ここに書いてありますように、素晴らしい実績が上がりました。

農業委員の方々が活動記録簿をつけていただき、この情報を基に推進委員のお二方が行動

を起こす、そして最終的にはいくらかでも新たな農業者にバトンタッチして農地を維持していき、このサイクルの継続を、今後とも、ぜひお願いしたいと思います。

今後とも、推進委員のお二方には農地利用の最適化の推進及び人・農地のマッチング等につきまして、格段の努力と協力をよろしくお願いします。

今回、大変いい仕事をしていただきまして、ありがとうございました。」

## 9 議案の上程

### (1) 申請の総括

1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

### (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は第1号議案No.1を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1は、神戸のかたから、差間2丁目の株式会社大幸リパティへ所有権を移転し、駐車場に転用する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、神根支所から北西に250mほどの所に位置する1筆、311㎡でございます。

譲受人は、平成4年に設立し、関東を中心に建設業を営んでおります。

現在、公共事業を請負うことが多く、受注後に大量の資材を仕入れる必要があるため、既存の資材置場及び駐車場ではスペースが足りなくなり、置き切れない資材の一部を一時的に協力会社の敷地を間借りして保管するとともに、敷地内の車両の通行にも危険が伴う状況が生じております。そのような中、駐車場として利用するのに適した申請地の所有者から了承を得られたことから、既存の資材置場及び駐車場を資材置場のみの運用とすることで、従業員等の安全を図れるようになるため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、立地基準として本件の農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に神根支所があるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地の場合は原則許可となることから、立地基準は問題ありません。

「農地を転用し、申請した用途に利用することが確実に認められるかどうか」という点に関し、資力及び信用について、駐車場の整備に係る費用は、全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、申請に係る土地につき賃借人等の転用の妨げとなる権利者等もおりませんので問題ありません。

転用する面積も、駐車する車両の台数等から判断すると問題なく、また、現在所有している駐車場及び資材置場は手狭であり、従業員や関係者の安全を守る必要があることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。

他法令における許認可等の見込みにつきましては、市の開発審査課との事前調整におきまして、特に支障はないとのことであり、道路管理者の車両通行認定を受けております。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになってはいますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は駐車場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。

「周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれがあると認められるかどうか」という点は、隣地との境界にはフェンスネットを新設し、周辺に影響ないように施工するとのことですので、問題はないものと考えます。

「地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められるかどうか」という点では、本申請に係る農地の転用により、支障が生ずる計画はないため、問題はないものと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と現地を確認して参りました。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」
- 5) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。
- 6) 議長は第1号議案No.2を上程し、説明を求めた。
- 7) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.2は、港区のかたから、飯塚3丁目の株式会社KURDISTANへ所有権を移転し、資材置場及び駐車場に転用する議案です。  
申請地は、川口東インターチェンジから西に100mほどの所に位置する2筆、計347㎡でございます。  
譲受人は、平成28年に設立し、1都3県にて主に解体工事業を営んでおります。  
現在、賃借している資材置場の敷地では、敷地の一部が傾斜地であるなどの理由でトラック3台が駐車できず、隣地の賃借人及び土地所有者からの同意を得て、駐車スペースを間借りしていること及び敷地が手狭で資材が置ききれない状況となっていることから、近隣で適切な規模の敷地を探していたところ、資材置場及び駐車場として利用するのに適した申請地の所有者から了承を得られたため、今回申請に至ったものでございます。  
それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。  
まず、立地基準として本件の農地の区分につきましては、申請地からおおよそ300m以内に川口東インターチェンジがあるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地の場合は原則許可となることから、立地基準は問題ありません。  
「農地を転用し、申請した用途に利用することが確実と認められるかどうか」という点に関し、資力及び信用について、資材置場及び駐車場の整備に係る費用は、全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、申請に係る農地につき賃借人等の転用の妨げとなる権利者等もおりませんので問題ありません。  
転用する面積も、駐車する車両の台数や資材の量から判断すると問題なく、また、現在、駐車するスペースの確保が急務であることから、許可後は速やかに転用が行われると考えられます。  
他法令における許認可等の見込みにつきましては、申請地に接道する国道を管理する北首都国道戸田維持出張所との協議が完了し、市の開発審査課との事前調整におきましても、特に支障はないとのことでございます。  
申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになってはいますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。  
申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は駐車場が目的であり、施設等の建築を伴う計画ではないため、該当しないと考えます。  
「周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれがあると認められるかどうか」という点は、隣地との境界には鋼板を新設し、周辺に影響ないように施工するとのことですので、問題はないものと考えます。  
「地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められるかどうか」という点では、本申請に係る農地の転用により、支障が生ずる計画はないため、問題はないものと考えます。  
以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。」
- 8) 議長は第1号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

- 1) 議長は第2号議案No.1を上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、植木を栽培し専業農家を営む、安行領家のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、令和5年1月27日、第7回農業委員会会議において、生産緑地の買取りの申出に関連し、生産緑地に係る主たる従事者についての認定の取消しが決定された案件につきまして、同じ申請者から生産緑地に係る主たる従事者についての証明願が改めて提出されたものです。

申請人の自宅は、安行中学校から西に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接した3筆、計361.00㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間200日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和4年5月15日に89歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む3,260.00㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の2人で、ツツジ、ツバキ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることになりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と本人に会って、現地を確認して参りました。ただいまの事務局から説明のとおりでございますので、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

## 10 連絡事項

- ・2月の農業委員会会議の日程変更

## 11 閉会

午前11時00分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第8回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和6年1月31日

議 長

Ⓜ

署名委員

Ⓜ

署名委員

Ⓜ